令和7年第2回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会
令和7年2月18日（火） 9：57～

議事録

【江口議長】

それでは、ただいまから令和7年第2回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、組合長のご挨拶をお願いいたします。

武井組合長。

【武井組合長】

皆さんおはようございます。

本日は令和7年第2回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を開催いたしましたところ、お忙しい中にもかかわらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会に提案いたします案件は、令和6年度補正予算に関する議案が1件、令和7年度当初予算に関する議案が1件、規約の変更に関する議案が1件、以上3件でございます。それぞれの議案は、上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

【江口議長】

それでは、お手元に配付されております議事日程の順序に従い、議事を進行させていただきます。

日程第2、会議録署名議員の指名についてですが、会議録署名議員は、3番石原浩二議員、4番小幡俊之議員の両議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4、議案第2号令和6年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

総務課長。

【松下課長】

おはようございます。

議案第2号令和6年度一般会計補正予算（第2号）。

別冊の補正予算書をお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

上から3行目、繰越明許費、第1条、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費による。

2ページをお願いします。

第1表繰越明許費として、3款衛生費、2項清掃費について、汚泥再生処理センター第一反応槽防食補修工事に要する経費として、6,278万8,000円を繰越明許費とするものです。

繰越しの理由としましては、当初の工事要領として当該施設のし尿の搬入量を制限し他施設での処理を考えており、実施時期としてはその影響が最小限となる8月の盆の時期の工事を予定しておりましたが、施設の機器トラブルが発生し復旧に2か月程度を要したことにより、その時期に実施することが不可能となりました。よって、実施するに当たり最適な時期を見計らい再度工事を実施するため、工事に要する費用について繰越明許するものです。

以上で説明を終わります。

【江口議長】

提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号令和6年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号令和6年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議案第3号令和7年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算（当初）についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

総務課長。

【松下課長】

議案第3号令和7年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算。

別冊の当初予算書をお願いいたします。

1ページをお願いします。

ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算（当初）。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億3,493万4,000円と

定める。

2ページ、3ページ目の第1表をお願いします。

2ページの歳入について。

1款分担金及び負担金、1項負担金は36億545万2,000円。

2款使用料及び手数料2,037万7,000円。

3款国庫支出金329万2,000円。

4款財産収入167万1,000円。

5款繰入金2億5,535万3,000円。

6款繰越金1,500万円。

7款諸収入1億3,378万9,000円。

歳入合計は40億3,493万4,000円となっております。

次に、3ページ、歳出について。

1款議会費174万1,000円。

2款総務費1億8,817万5,000円。

3款衛生費38億3,001万8,000円。

4款予備費1,500万円。

歳出合計は40億3,493万4,000円となっております。

4ページをお願いします。

第2表債務負担行為について。

施設運営管理委託にかかる発注支援業務委託、限度額は600万円とするもので、令和7年度、8年度の2か年で実施することとしております。

この詳細については、後ほど総務費の中でご説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入の総括です。

前年度と比較して7,581万8,000円の減となっております。

主なものは、1款分担金及び負担金の5,230万2,000円の減で、理由としましては、構成市町の平準化を行うため基金を繰り入れるのですが、旧飯塚市、桂川町分の財政調整基金の取崩しの率の関係で、桂川町に金額を合わせた結果、飯塚市の取崩し額が結果として大きくなったものです。

3款国庫支出金の2,905万1,000円の減の理由としましては、循環型社会形成推進交付金の

対象となる11目新清掃工場建設準備費の委託料の減額に伴い、交付金も減額となったものです。

6ページをお願いします。

歳出の総括です。

衛生費の7,294万円の減ですが、これは歳入で説明した11目新清掃工場建設準備費のうち、委託料の大幅な減額を要因としているものです。

7ページをお願いします。

1款分担金及び負担金について、構成市町からの負担金額を目ごとに記載しております。

この資料としまして、最終ページ、40ページをお願いします。

こちらが令和7年度負担金割当て明細書となります。

各市町の負担金額は、飯塚市25億1,348万7,000円、嘉麻市7億8,976万6,000円、桂川町2億2,997万4,000円、小竹町7,222万5,000円、合計36億545万2,000円となっております。

8ページにお戻りください。

2款使用料及び手数料について、2項1目衛生手数料は2,037万7,000円で、施設ごとのごみ処理手数料となっております。

9ページをお願いします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目清掃費国庫補助金は329万2,000円で、新清掃工場建設に係る施設整備に関する計画支援事業に要する費用の約3分の1を循環型社会形成推進交付金として収入するものです。歳出予算の減に伴い、交付金が減額となっております。

4款財産収入、1項財産運用収入167万1,000円で、こちらは土地建物貸付収入及び基金利子収入となります。

10ページをお願いします。

5款繰入金、1項基金繰入金は2億5,535万3,000円。これはそれぞれの基金からの繰入額で、今年度は主として桂苑の老朽化に伴う整備補修及び新清掃工場事業費の財源となるものです。

6款繰越金、1項1目繰越金1,500万円は、前年度繰越金です。

7款諸収入、1項組合預金利子が1万円。

次の11ページ、2項貸付金元利収入が16万円、3項雑入が1億3,361万9,000円です。このうち、3項雑入の内訳は、主に有価物の売払収入等となっております。

歳入につきましては以上となります。

続いて、歳出についてご説明いたします。

12ページをお願いします。

1款議会費174万1,000円。こちらは前年度と比較し5万2,000円の増となっております。

12ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億4,648万8,000円で、前年度と比較し365万8,000円の減となっております。主な要因として、2節から4節の人件費については、桂苑の包括委託に伴う職員配置変更等により前年度より増加した一方、18節負担金、補助及び交付金について、市、町からの派遣職員人件費負担金の11目新清掃工場建設準備費への変更に伴い、総務費全体としては減額となったものです。

14ページ、委託料において、当組合議会のネット中継を行うための設置業務委託料150万円を、また令和8年度からの火葬場の指定管理者選定に伴う発注支援業務委託料として1,111万円、こちらが先ほどの債務負担行為の内容を計上しております。

15ページ、2目諸費につきまして4,160万6,000円、前年度と比較し72万8,000円の増となっておりますが、これは構成市町の負担金の増減の変動を平準化するための積立てとなっております。

続いて、16ページ、2款2項監査委員費は、前年度と同額となっております。

16ページから17ページをお願いします。

3款衛生費、1項保健衛生費8,635万4,000円、前年度と比較し1,896万2,000円の減となっております。斎場の3施設はいずれも指定管理となっており、委託料には大きな変更はございませんが、2目飯塚市斎場については、10節需用費のうち維持補修費が減額となっております。

29ページをお願いします。

3款2項清掃費の計は37億4,366万4,000円、前年度と比較し5,397万8,000円の減となっております。全体的な傾向として、不安定な世界情勢の影響を受け、各種資材、燃料等の費用が増額となっており、また社会背景として働き方改革や労働者の賃金の上昇等の影響を受け、プラントの運転操作委託料をはじめとする各種施設運営に関する人件費が上昇しております。特に桂苑は設置から31年目となり老朽が著しく、その他の施設も老朽化が進んでいるため、施設の維持管理費用は増額となっております。前年度と比較して新清掃工場建設準備費の委託料が大幅に減額していることなどにより、清掃費全体としては減となっております。

それでは、17ページにお戻りください。

最初に、1目桂苑管理運営事業費について、6億2,233万8,000円で、前年度と比較して

7,484万2,000円の増となっております。主な要因としては、10節需用費について、施設の老朽化に伴う維持補修費の増大等が挙げられます。また、7年度より施設の運営管理を包括委託とすることとしております。

18ページをお願いします。

２目ごみ燃料化センター管理運営事業費1,438万5,000円、前年度と比較して973万5,000円の増となっております。主な支出は、施設廃止後の有効利活用のための調査委託料、その他草刈り、警備等の維持管理費用となっております。

3目リサイクルセンター管理運営事業費1億3,974万1,000円、前年度と比較して359万円の増となっております。主な要因としては、10節需用費、光熱水費及び薬剤費の高騰によるものとなっております。

20ページをお願いします。

４目飯塚市清掃工場管理運営事業費14億8,928万6,000円で、前年度と比較し8,988万4,000円の減となっております。主な要因としては、3か年計画で行いました施設再編後の2炉運転の対応のための整備が令和6年度をもって終了し、維持補修費が減額したこととなっております。

22ページをお願いします。

5目飯塚市リサイクルプラザ管理運営事業費2億5,602万円で、前年度と比較して243万9,000円の増となっております。主な要因としては、人件費、物件費の高騰によるものとなっております。

23ページをお願いします。

６目嘉麻市嘉麻クリーンセンター管理運営事業費9,066万2,000円で、前年度と比較し1,468万9,000円の減となっております。主な要因としては、10節需用費、維持補修費のうち、令和7年度定期整備の項目の増減の影響によるものです。

続いて、し尿処理費についてご説明いたします。

25ページをお願いします。

7目穂波苑管理運営事業費2億7,540万3,000円、前年度と比較し245万円の増となっております。主な要因としては、人件費、物件費の高騰及び放流水の放流管調査委託料の計上によるものです。

26ページをお願いします。

８目汚泥再生処理センター管理運営事業費3億25万6,000円、前年度と比較し90万

9,000円の増となっております。主な要因としては、人件費、物件費の高騰によるものです。

9目飯塚市環境センター管理運営事業費3億3,412万2,000円で、前年度と比較し2,393万1,000円の増となっております。主な要因としては、12節の委託料において貯留槽防食工事委託料の計上によるものです。

28ページをお願いします。

10目嘉麻浄化センター管理運営事業費1億6,752万1,000円、前年度と比較し869万4,000円の増となっております。主な要因としては、12節委託料において令和7年度の計画修繕の項目の増減の影響によるものです。

続いて、11目新清掃工場建設準備費5,393万円、前年度と比較して7,599万5,000円の減となっております。7年度は新清掃工場建設に伴う人件費等を中心とした義務的経費が主なものとなっております。前年度から引き続いている計画支援業務と、国道200号バイパスの出雲交差点付近の車両の通行について警察協議を行うための調査委託料を計上しております。

最後に、29ページ、4款1項予備費は1,500万円とし、前年度と同額となっております。

歳出については以上となります。

なお、30ページから37ページまでが人件費に関する明細書、また38ページ、39ページが債務負担行為に関する調書となっております。

以上で令和7年度一般会計当初予算についての説明を終わります。

【江口議長】

提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

田中義幸議員。

【田中議員】

予算書の14ページ、総務費の総務管理費の中で委託料12節の中のネット中継設置業務委託料が150万円上がってるんですが、今回こちらの県央の事務所のほうで会議を開いてるんですが、先だってこの県央議会の中で、次回の会議については飯塚市議会のほうで開催をするという旨の議決がなされております。そして、正副組合長宛てにその旨の文書も提出していると思いますが、今回この県央議会で会議を行うという形になったんですが、その経過を説明をしていた

だきたいと思います。

【江口議長】

総務課長。

【松下課長】

それでは、私のほうからこの経過を簡単に説明させていただきます。

まず、令和6年1月29日開催の正副組合長会の懇談の中で、江口議長、田中副議長が2名いらっしゃって、このインターネット中継の実施についてというところからがこの関係のお話の始まりになっております。その際、正副組合長会としても議会としての決議合意をもってまた相談をお願いしますということで、そういう話になっております。その後、令和6年2月16日開催の第1回組合議会定例会において、議案審議終了後に会議がございまして、その協議の結果につきましては、この件については議会としては継続審査ということで、そのような状況になっております。

その後、令和6年4月19日開催の全員協議会において、インターネット中継についてはやりましょうということで、全員協議会の中で異議なしということで決まっております。また、その課題といたしましては、実施場所を今後協議していくというふうなことは、そのときの課題でございました。

その後、令和6年9月7日開催の全員協議会において、議会ネット中継の場所と実施に当たっての予算について協議が行われております。その際は、参加人数が少なかったものですから、そのときは一応その話だけが行われて、結論は出ておりません。

その後、こちらのほうの議会対応の担当としましても、そのようなお話合いとかを重く受け止めまして、11月11日開催の第3回定例会から3回にわたりまして中継の試験放送ということで、ネット中継の開催をさせていただいております。

その後、1月16日の臨時会終了後の全員協議会におきましては、そのネット中継、それから場所の件の結論を出すということで、その際、賛成多数により嘉麻市または飯塚市の議場ということになっております。2月3日付で江口議長から武井組合長宛てにインターネット中継の実現と今後の議会の開催場所について正式な文書による申入れがあったという経過でございます。

以上です。

【江口議長】

田中義幸議員。

【田中議員】

今懇切丁寧に経過を述べていただきましたが、議会側と正副組合長以下事務局側と、これは車の両輪に当たるというふうに思っているんですよね。議会側の議決については、それなりの重さがあるというふうに私は思ってるんですよ。それで、議会側が次回から会議場は嘉麻もしくは飯塚市議会の会場でというふうな形の中で結論が出てるわけです。そして、また正式に申入れもしているわけなんですが、これは武井組合長さんにお尋ねしますが、正副組合長間で協議等はされたのかどうかをお尋ねします。

【江口議長】

武井組合長。

【武井組合長】

先ほど事務局からこれまでの経緯についてお話がありましたけれども、私どもとしてはその経緯の間で内容について確認はいたしております。そして、正副組合長間でもそのことについては時に触れて事務局からの話もありまして進めてきて、今行っているような現在のユーチューブ配信という形で進んでいるところでございます。

【江口議長】

田中義幸議員。

【田中議員】

私がお尋ねしているのは、正副組合長間で県央議会の議決に対してどのような見解のお話合いをしたのかということをお尋ねしております。

【江口議長】

武井組合長。

【武井組合長】

最終的な協議をして結論は見ておりません。私どもとしてもこの議場で行うということは、ここ

に与えられた議場で、そして円滑な議事運営を行うということが第一義だと思ってますので、そのような観点から十分メリット、デメリットについてしっかり検討をしていかなきゃいけないと。

先ほど経緯の中でありました、議長からも申入れ文書として2月上旬に頂きましたが、なかなか時間的にそういったことが十分に協議することができませんでしたので。ただ、質問者がおっしゃいましたように、この議会の決定については、私ども正副組合長はしっかり重く受け止めているところでございますので、今後その辺を検討してまいりたいと思ってるところでございます。

【江口議長】

田中義幸議員。

【田中議員】

今のお言葉ですけど、議会の議決というのは非常に重たいものがあるというふうに私は思ってるんですよね。先ほども言いましたように、執行部側とそれに対する議会の議決ですね。予算にしても何にしても、議決が通らなければ執行できないんですよね。それだけの重さがあるというふうに思っています。ですから、議会軽視にならないような形で運営をしていかないと、今後あらゆる形で支障が出るんじゃないかというふうに私は危惧するわけであります。

ですから、今回は十分な話し合う時間がなかったということで、図らずしもこの場所で会議をされてますけれども、次回以降は十分そこら辺を念頭に置きながら調整をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【赤間副組合長】

すいません、いいですか。

【江口議長】

赤間副組合長、どうぞ。

【赤間副組合長】

組合長が答弁をする前に、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど来、議決の重さ、議会軽視に当たるのではないかというような発言があっております。この2月初旬に江口議長のほうから、ふくおか県央環境広域施設組合議会の開催についてという

文書が来ております。その中で、令和7年1月16日に開催した全員協議会において協議の採決の結果というところで、開催を求めるというふうな結論を得ましたというところで文書を頂いてるところであります。

議決と言えば議決かもしれませんが、その辺のところは全員協議会というところで、本議会ではないというふうに私は理解しております。そして、今回の招集連絡が行ったと思います。これは武井組合長からふくおか県央環境広域施設組合管理棟議場というふうになっておりますし、江口議長のほうからもふくおか県央環境広域施設組合管理棟議場にご参集くださいという招集通知が来ているところだと思います。この件については、議長も納得をされてここの議場に皆さんを招集されたんだというふうに、ここの書類にありますので、私は理解をしております。

その前に、議会として、ふくおか県央環境広域施設組合には事務所内に議事堂として議場があるという現状でございます。その中で、ふくおか県央環境広域施設組合議会の会議規則は、飯塚市の例によるというふうにあります。飯塚市議会会議会則第1条では議場に参集しとなっておりますので、現在の組合長の招集通知や告示も、先ほど申しましたふくおか県央環境広域施設組合議場に参集をするようになっているものであります。ここが規約の中でもありますように、飯塚市楽市728番地1の事務所内に議場があるというふうに解されるというか、ここに現状としてありますので、その規約の変更であり会議規則でありということが変更がなされなければ議場が変えれないというふうに私は解しておりますので、その辺の会議規則を改正するなり何なりということは議会のほうで行ってもらって、その後、話を執行部のほうに持っていっていただければ協議も行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【江口議長】

田中義幸議員。

【田中議員】

まず、会議は本会議、その他会議等については、この県央の議会の会議場で行うと条例の中に明記されていますか。

【江口議長】

赤間副組合長。

【赤間副組合長】

規約の中には、飯塚市の例によるというふうにあります。その中で、飯塚市議会会議規則第1条では、先ほども申しました議事堂に参集しとありますので、その旨、今までもいろんな協議をするときに飯塚市の例によるという説明を事務局からもしてきたところでございますので、そのようにご理解をお願いいたします。

【江口議長】

田中義幸議員。

【田中議員】

水かけ論みたいな形になるんでこれは終わりますけれども、要するに、この例規集の中には、明確に会議はここの県央議会の会議場で行うという規定はないんですよ。ですから、今まで従来的にこの場所で会議を行ってきたというものはありますけれども、そこで改めて議会側としては、市民に開かれた議会、会議をするために、そういう設備の整った議場で行うほうがいいだろうと。

というのが、ネット中継に当たっては、今行ってますけれども、会議の話し声がネット中継のものとハミングするような形もあるんですよね。そして、ここの議場においては、ご覧のように傍聴席も少ないし、開かれた会議とは言い難いという観点から、いろんなものを考え合わせて、飯塚市もしくは嘉麻市のそういう設備の整った場所での会議が望ましいだろうということで、全員協議会の中で賛成多数をもって、次回からはそういう場所でしましょうということで決定をしているわけです。

これはいろいろ言うても長くなりますんでこれで止めますけれども、一応こういう形で、この県央議会の中で会議場については飯塚市もしくは嘉麻市の会議場で行いたいという、これは議会の議決でございます。それは全員協議会で決まったかもしれませんけども、そういう議決が行われているわけです。赤間副組合長が言われるように、条例規則等の変更が必要ではないかというご指摘でありますけれども、それについては今後また調査研究して対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

【江口議長】

ほかに質疑はありませんか。

坂平末雄議員。

【坂平議員】

予算書の歳出の分ですけど、17ページ、桂苑管理運営業務、これの委託料、12節ですね。これは焼却灰等の処分委託料、これは予算書が2つに分かれてますよね。これはどういったことですか。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

焼却灰処分委託料と残渣の処分委託料、この2点に分かれているということのご質問かと思いますけども、お答えさせていただきます。

焼却灰等処分委託料につきましては、飛灰のほうを処分するため処分場のほうに運ぶ、そして残渣というのがこれはいわゆる主灰のほうで、主に残渣から出たものを今度はセメントの材料とか資源物のほうにするという、持っていく先が別のところになる関係で、この2本で分けさせていただいております。

【江口議長】

坂平末雄議員。

【坂平議員】

今の説明は分かってるんですけど、この増額になった分は物価高騰によるものですか。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

主に燃料費の高騰等で、運搬費が含まれておりますので、その分で上がってるのと、もう一点は、飛灰のほうにつきましては、北九州に持っていっていたものが、そこの処分場が閉鎖になったということで、今三重県に持っていってる。ちょっと場所と距離が変わった関係で、運搬料等が上がってきております。以上です。

【江口議長】

坂平末雄議員。

【坂平議員】

今北九州のほうが閉鎖になったということで、どのくらい価格が上がりましたか。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

すいません。細かいところまで覚えておりませんけど、全体的にトン当たり3万円ほど処理費が上がっております。

【坂平議員】

分かりました。

続けていいかな。

【江口議長】

はい、坂平末雄議員。

【坂平議員】

18ページの18節負担金、補助及び交付金、焼却灰の環境協力金、これは新規に上がりましたよね。これは何ですか。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

これにつきましては、先ほどご説明しました飛灰のほうを三重と茨城に持っていってるそこの自治体への協力金という形で、新しく上げさせていただいております。

【江口議長】

坂平末雄議員。

【坂平議員】

今までこの協力金というのはなかったけど、茨城のほうはそれを取ってるわけ。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

お見込みのとおりで、そのようになっております。

【坂平議員】

続けていいですか。

【江口議長】

坂平末雄議員。

【坂平議員】

２目ごみ燃料化センター管理運営業務の分で、先ほど予算説明の中でありましたよね。施設利活用調査業務委託料、これは新規で1,375万円、これは旧稲築のRDF、これの施設のことだろうと思いますけど、これは売却に向けての調査委託と。どういった調査をするんですか。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

利活用調査業務委託料につきましては、今再利用できないかというところで、ある業者のほうから申入れ等々もあっております。まだそれは正式には確定いたしておりません。その利活用をしていくために確定測量や建物の評価、また土地の土壌調査等々を必要に応じて調査していかなければならないというところで、実際問題この売却というか、それに要する事前調査というところを業務委託するものでございます。

【江口議長】

坂平末雄議員。

【坂平議員】

今説明の中で、測量とか土壌調査は分かりますよね。それで、建物の老朽化、どの程度の耐力があるかとかということは分かるんですけど、これは売却に向けての調査委託料ということですので、現状の土壌調査は必要だろうと思います。ただ、現状のままで売却をするような形のものを、これは予算は予算でいいですけど、その方向も少し考えられたほうがいいんじゃないですか。1,375万円、わざわざこれだけの費用をかけて、土地の面積がどの程度あるか私も急で覚えてませんけど、これは評価からいっても、これだけ費用をかけて調査委託して売却してメリットがどれだけあるかなということも考えてやってほしいと思います。要望です。

【伊藤課長】

はい。

【江口議長】

ほかに質疑はありませんか。

【坂平議員】

続けていいかな。

【江口議長】

どうぞ、坂平末雄議員。

【坂平議員】
　21ページの清掃業務委託料、このクレーン操作自動窓洗浄装置点検委託料、これが極端に減っていますよね。これはどういったことで減ったんですかね。
【江口議長】
　施設課長。

【伊藤課長】
　いわゆる点検する業務項目、数年かけて点検等々を行っておる関係がありまして、調査項目というのが減少したということで減額になっております。

【江口議長】
　坂平末雄議員。

【坂平議員】
　それは少し違うんじゃないですか。これはクレーン操作自動窓洗浄装置点検委託料ですよ。前年度が761万7,000円、今年度は396万2,000円。これは半分近く減額になってるんですよ。これはガラスか何か替えてるわけ、それともクレーン操作自動窓洗浄点検委託料、これはどういったことをするんですかね。

【江口議長】
　施設課長。

【伊藤課長】
　お答えさせていただきます。
　クレーン操作は、当然外に、ごみのピットの中にガラス窓があって、そこを見ながら操作という形になります。そこが汚れたりとかするんで、定期的に清掃を含めワイパー的なものというか、そういった洗浄するための機器を整備、点検していくというようなものでございます。

【江口議長】

坂平末雄議員。

【坂平議員】
これは後でまた内容を教えてください。
【伊藤課長】
分かりました。

【坂平議員】
それで、続けていいかな。
次に、22ページ、26節、この汚染負荷量の分ですね。これの減額の内容を教えてください。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
汚染負荷量賦課金につきましては、一応前年度の実績を基に除算を出しておりまして、こちらがどのくらいの排ガス等を出してるか、それに対する負担金みたいなものになっておりますので、それからの実績ということで出させてもらっております。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
これは前年度の実績でいうと、253万7,000円を前年度は当初予算で見てたと思います。それで、これは実績で24万4,000円で済んだわけ。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】

大幅に減額になってるということでのご質問だと思いますけども、算定を出したところこの金額で実質出てきておりますので、この額で計上させていただいております。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
減額になることは非常に執行部のほうも努力されてると思いますので、いいことだと思います。
次に、23ページ、中央監視装置点検業務委託料、この分については、これは2年に1回ですか、毎年ですか。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
本件につきましては、新規の事業の委託料となっております。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
これは新規ですか。点検業務委託料ですよ。監視装置なので、大体2年に1回とか3年に1回の業務があるでしょう。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
本件につきましては、隔年というか、前回が令和5年に行っておりまして、ちょうど去年がなかっ

たもので、また新しく上がってきてるというような形で、今度は7年に実施という形になっております。

【坂平議員】
分かりました。
続けていきます。

【江口議長】
はい、坂平末雄議員。

【坂平議員】
嘉麻クリーンセンターの分で、ここの水道光熱費、それと維持補修費、これが大幅に減額になっていますよね。この内容をご説明ください。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
光熱水費につきましては、786万4,000円ほど減額になっております。これにつきましては、電気料金がデマンド式になっております。施設が休止になったんですが、前年度がちょうど後処理もあったんで、4年度で休止になって、5年度の4月ぐらいまであったんで、その高いときの数字が6年度の予算に反映していって、そして今回はそれが全く休止になってる関係で、大幅にダウンという形になっております。それで、維持補修経費につきましては1,534万9,000円ほど減額ですが、これはシーケンスの装置、これが1,427万円ほどありました。これがなくなったという形で。

【坂平議員】
もう一回言って、ゆっくり。

【伊藤課長】

すいません。維持補修費につきましては、令和5年、6年で実施いたしましたシーケンスの制御装置の更新で、1,427万8,000円の維持補修、修理があっております。これが今回もうなくなりましたので、その分が減額という形で大幅に減額という形にはなっております。

【江口議長】

坂平末雄議員。

【坂平議員】

24ページ、布団処理手数料、これが嘉麻市から桂苑のほうに来てると思うんですよ。これはこんなに増えたんですか。約160万円ほど増えてるんですよ。これが前年度が300万円ぐらいのが約倍近くなってると思うんです。こんなに増えるんですか、今回予算の中で。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

ちょっと再度確認ですけども、布団処理手数料の件ですよね。

これにつきましては、布団処理が桂苑では粗大ごみで扱っています。嘉麻は布団処理として可燃ごみとして処理していたものが粗大ごみとして処理を扱うようになったために、実績からこのように減額になったというところ。

【坂平議員】

いいですか。

【江口議長】

坂平末雄議員。

【坂平議員】

嘉麻から桂苑のほうに持ち込む量が増えたんですか、それとも取扱いの処分の仕方が変わったんですか。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
この下の破砕可燃物処理手数料、ここをこれと入れ替えたわけ。

【江口議長】
星野参与。

【星野参与】
お答えします。
まず、これは去年の決算の実績から予算を立てているもので、まず布団処理の手数料が158万2,000円増えております。これはどういうことかというと、嘉麻市のごみは基本桂苑は可燃ごみしか扱っておりません。ですから、布団につきましては、まず嘉麻クリーンセンターで一旦集められて、それを処理するのに桂苑に来るんですけども、それを粗大ごみとして今度桂苑が手数料を頂くと。その実績が去年よりも158万2,000円ずつ増やさないと支出できないという形で、今回489万2,000円の予算を計上させてもらってます。それで、破砕可燃物処理手数料、これはリサイクルセンターから来るもので、これは実績が少し減ったということで、158万7,000円予算が去年よりも減ってます。結果的に相殺されているみたいですけども、実際はちょっと感覚が違うんですけども、そういう実績からの予算計上となってるということです。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
次に行きますよ。
25ページの修繕計画策定委託料、これは先ほど説明がありましたけど、新規ですね。修繕計画策定とはどういう委託料ですか。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
これにつきましては、水処理施設の今後の維持補修計画の策定のための業務委託費になっております。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
今後の水処理の策定とは、どういった内容ですか。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
嘉麻クリーンには最終処分場がございまして、そこから出る浸出水等々を処理しております水処理施設がございまして、そこについて今後もまだ最終処分場は継続していくことになりますので、今後の改修計画を立てるということで業務委託を出させていただいております。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
これは嘉麻市の最終処分場は、今回新規にできたわけじゃないですよね、以前からありますよね。

【伊藤課長】

はい。

【坂平議員】
それを修繕計画策定って、何を修繕する計画を立てるんですか。
【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
これまでにつきましては、機器等々の設備、機械類、そういったものについて状況を見ながら都度修繕という形をしていましたが、今後も継続していくということで今後の長期計画を立てていくため、今回機器設備、そういったものの改修計画という形で業務を委託するものでございます。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
これは大体何年ほどもつんですか、水処理の機械とかポンプとかいろんな設備については。そして、この嘉麻の最終処分場、これはできて何年になるんですか。今になって修繕計画策定委託料、今からまた費用をかけるのか。何年間最終処分場というその管理をやるのか教えていただけませんか。

【江口議長】
星野参与。

【星野参与】
まず、最終処分場の維持管理というのは、まず埋立てが終了して、なおかつ3年から4年、水が出なくなるまで管理が必要となります。だから、埋立てが終了して、今度は覆土で上に覆って、雨水は横の側溝のほうに流すんですけども、どうしても水分を含んでますので、その水分が悪さしないように水処理をするものです。

それで、最初の水処理の設置年数は、昭和62年に設置されたということで、もうかなりの年数がたってます。ですので、今度またさらに埋立てが完了するまでですから、かなりの年数まだ埋立て可能です。今のところは、嘉麻市の不燃ごみのみを埋め立ててます。ですので、嘉麻市の埋立てだけですと、まだ5年から10年の間まで埋立てが可能ですから、この間はずっと水処理が必要になってくるということで、今回長期のそういうブロワー的なものの更新時期をいつ頃どういうものを改修していくかという長期計画を今回立てて、予算が急激に上がらないように、平準化するように、そういうのを基に委託契約をするものです。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
基本的に、昭和62年に設置されて、最終処分場が完全に埋まった後に水が入らないようにするというのが最終処分場の処理の方法と思いますよ。それで、これはあとどのくらいの量が入って、何年ぐらいで焼却灰、今先ほど説明があったのは嘉麻市の処分ということだけど、嘉麻市だけの焼却灰の処分をここに入れるんですか。だから、そのあたりを県央組合としてどこの灰を持っていくとかということの計画は立てられてますか。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
この分がいつまでというのは、今手持ちでは持っておりませんので、あと何年かというのはお答えできないんですけども、当初から設置するときに嘉麻市の旧嘉穂南部のエリアのところの分を持ち込むということが条件で設置されておりますので、今のところ嘉麻市の分のみを持ち込むということになります。それで、今後どうしていくのかっていうことについては、今のところまだ協議はされておりませんので、方針等々はまだ決まってないというのが現状でございます。

【坂平議員】
じゃあ、続けていきますよ。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
次に、今度変わりまして、穂波苑の分で25ページですね。先ほど説明がありましたよね、放流管調査委託料、これは新規の分。これはもう一度内容を説明いただけませんか。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
穂波苑のほうで受け入れたし尿等々から放流水等が発生いたします。放流水、処理した水を遠賀川のほうに流してるというような形になりますけども、その放流水が今実際どこを流れているのかっていうのは、当時の図面等々もなく、実際分からないというのが現状です。ちょうどこの裏ぐらいを通ってずっと穂波の体育館のところで穂波川のほうに出して流してるんですけども、実質どこに放流管が走っているのかとかというのが全く今のところ現状としてつかめてない状況にありますので、今後道路整備等々を含めたことを考えていくときに、どこに埋設されてるのかっていうのを今回調査をしたいということで、申し訳ありませんけども、計上させていただいております。
以上です。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
これはどこに管が入っているか分からないからこの調査をするということ、それとも老朽化の観点から調査をするということ、どちら。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

今ご質問を受けましたとおりで、実質老朽化も埼玉のほうでもいろいろ放流管から陥没とかが起こってることもありますし、どこに入ってるかが分からないということで、今後整備していく上でもそういったものを明らかにしていきたいということで、今回計上させていただいてるところでございます。

【坂平議員】

続けていいですか。

【江口議長】

坂平末雄議員。

【坂平議員】

次に、26ページ、衛生費の分ですね。これは飯塚市環境センターの分で、まず減額、補修内容の理由と、今後の維持補修費の毎年必要な額。これは予算の中で消耗品、それと薬剤費、これを以前までは消耗品費で上げていたと思うんですよ。これは次回からも同じような項目で上げてください。これはひっつけたり外したりされると、我々もなかなか予算を見ていく中で非常に分かりにくいんですよ。前年度の分を出してみて、初めてこれはこういうふうに分けとるんだなということが理解できますので、次回からそういうふうな予算計上の仕方をやってください。

今言いました分、維持補修費は毎年これが必要になるのか、これを説明ください。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

まず、1点目、消耗品費と薬剤費の件につきましては、ご指摘のとおり検討させていただきたいと思います。

続きまして、維持経費の件ですけども、設置業者と施設、設備等々、電気系統を含め、10か年

計画という形で改修計画を立てております。それで、定期的に先ほどもありましたとおり年次に応じて改修をして、更新をかけてるというような状況でございます。

それで、今回1,757万1,000円減になっておりますけども、昨年度トラックスケールの更新で1億1,806万1,000円のトラックの改修計画があったために、大幅に減額にはなっております。これからどれだけかかるのかっていうご質問ですけども、すいません、今手元に資料等々がございませんので分かりませんけども、継続的には維持補修経費というのはかかっていくものと考えております。

【江口議長】

坂平議員、ごめんなさい。時間がたちました。一旦休憩しましょうかね。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

〔休憩〕

【江口議長】

ごめんなさい。あと5分休憩を延ばします。再開を25分といたします。申し訳ございません。

〔休憩〕

【江口議長】

本会議を再開いたします。

坂平末雄議員。

【坂平議員】

27ページの節の分で、委託料、貯留槽防食処理等業務委託料、これは新規で6,000万円ほど上がってますけど、今後この貯留槽、今回はこの分だけでしょうけど、もうかなり老朽化が進んでるんでしょう。そのあたりを今後一回よく見直していただいて、資料等を作っていただいて出してほしいと思うんですよ。この分の防食というのは、躯体の内部を塗って表面を補修対応するんですね。これは旧稲築にもありますよね。それで、碓井にもありますよね。だから、これは要望ですけど、そのあたりを全部一回資料として出していただいて、どのくらいの時期にどのくらいの費

用をかけて、この防食だけで済むのか、新規にやり替えなければいけないのか。もうかなり施設等が老朽化がどこもしてると思うんですよ。だから、この県央組合を持続していくならば、そういうことも将来算定して数字を出していただいたほうが今後の運営もやりやすくなってくるだろうと思いますので、そのあたりを要望としてお願いします。

【江口議長】
ほかに質疑はありませんか。

【坂平議員】
続けて、もう一回。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
ここも一緒か、嘉麻浄化センター、これも施設運営業務委託料、これが増額になったのは人件費ですか。これは旧碓井ですよね。これは人件費ですか、増額は何ですか。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
嘉麻浄化センターの管理運営委託費、これにつきましては、お見込みのとおり人件費がかなり上がってるのは現実でございます。ただ、今回新たに包括業務として改修費等も含んで今回包括の業務委託の範囲を広げたので、今まで組合が見てた部分を逆に行政委託に入れたので、増額という形にはなっております。
以上です。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
その包括というのは、県央組合直営でやってた分をこの委託のほうに回したということ。
【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
今まで需用費関係、役務費関係、委託料関係でうちの組合のほうで担当してたというか、業務について包括委託として業者のほうに業務委託するということで、含めております。その関係で、業務が増えた分だけの増額という形になってます。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
今の説明はちょっと分かりにくいんだけどね。だから、組合のほうで直接やってた分を委託に回したわけ。でも、組合のほうの人件費、これは何も減ってないんですよね。どういったことで包括的にその分まで入れて委託に回したわけですか。

【江口議長】
星野参与。

【星野参与】
まず、実績の需用費をご覧ください。
ここは光熱水費ということだけになって、去年は維持補修で1,518万円計上しておりました。この分が委託の包括という形で1,518万円が移行したということで、光熱水費は356万3,000円、これは電気代等が上がったということで計上をしております。それで、委託料について2,034万円上がってますけども、これは先ほど言った維持補修費等が1,500万円ほど入って、残りの500万円近くが人件費の増という形になっているものです。ただ、維持補修費が年次計画による維持補修費ですから、前年の1,500万円じゃなくてもうちょっと上がってるのは実情

ですけども、そういう実情でこういう予算が組まれているものです。
以上です。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
維持補修費というのは、その都度変わってくると思うんですよね。だから、維持をしていくための補修だから、その都度その金額が変わってくるのに、何でこちらの委託業務のほうに含んだかなと私は思うんですよ。実際に2,052万5,000円増額してるんですよね。その分の維持補修費をここに含めて、それ以上かかったときにはどうするんですか。維持補修の中にこの委託料として入れとるから、これは項目はあるわけですか。維持補修費が幾らですよという明細はあるわけ。

【江口議長】
星野参与。

【星野参与】
これは年次計画を立てて、7年はこれとこれとこれをしましょうということで積算がなされています。ですから、8年度についてはまた違ったところを計画して、なるべく予算の平準化をするような予算取りとなっております。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
じゃあ、維持補修費が余分に出てきたときには、補正で組んで出すということですね。

【江口議長】
星野参与。

【星野参与】
特に緊急でしたときにも、ある程度緊急という形で予算をもって、その緊急については精算という形で行うという契約になるかと思います。

【坂平議員】
はい、いいですよ。

【江口議長】
ほかに質疑はありませんか。
兼本芳雄議員。

【兼本議員】
17ページの桂苑管理運営事業費の中の12節委託料、先ほど事務局長のほうからの説明では、施設の包括運転業務委託料というのは今年度からというようなお話だったと思いますが、これはどのようになったのか、ご説明いただけますでしょうか。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】
包括委託にした理由っていう形でのご質問と捉えてよろしいんでしょうか。
一応今年度でいわゆる専門職の方が再任用期間等々が終わりまして、退職される予定でございます。具体的に専門職がいないということで、もう既に運転管理業務をやってるところに対して、もう包括委託にしてしまう。実際あそこを管理できる人間っていうのが一切いなくなってくるんで、委託していこうというのが大きな趣旨でございます。それで、一応そういったのを含めて今回包括委託経費という形で上げさせていただいております。

【江口議長】
兼本芳雄議員。

【兼本議員】

実は、何で質問したかっていうと、17ページのこの桂苑の施設包括運転業務委託料ですね。21ページの飯塚市の清掃工場の管理運営費事業の中の12節の施設運転管理業務委託料と比べると、金額が大きいじゃないですか。どこまで含まれてるのかというところもお伺いしたかったんですよね。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

基本的には、今回の包括委託につきましては定期修繕、また定期的な消耗品の購入、処理用の薬剤費とかそういったのを含んだところで全部入れさせていただいております。包括委託には当然運転管理の人件費等も含まれておりますけども。飯塚のこの運転管理委託費、これは基本的には運転管理が主体で、それに含みます溶融炉の点検業務委託費、これは3億3,880万円というところ、こういったところが別で分かれて入っているっていうところもありまして、これは金額的に違いが出てるというところの差になっております。

【江口議長】

兼本芳雄議員。

【兼本議員】

できれば、その辺の明細を細かく分けてもらったほうがいいのかなと思います。飯塚のほうと桂苑のほうと業務が違うということが分かって、このくらいかかるっていうことが分かればいいんですけど、これだと何かどうなのかなというふうにしか思えませんので、その辺を今後考えていただければと思います。

【江口議長】

ほかに質疑はありませんか。

城丸秀高議員。

【城丸議員】
28ページの新清掃工場建設準備費の中の委託料、新ごみ処理施設建設に係る計画支援業務委託料、これの説明をお願いします。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
新ごみ処理施設建設に係ります計画支援委託料の内容につきましてでございますが、こちらについては、新たなごみ処理施設建設計画に関連しまして、今後の進捗において生活環境影響調査、それから自然環境影響調査、これは令和5年、6年の2か年にわたって実施してきた、いわゆる環境アセスと言われる調査になりますが、それの関連の定期的なモニタリング調査、それとその調査結果に関します関係機関への届出、そういったものの支援業務、そのほか保安林解除、それから都市計画決定に関します手続の支援業務を、引き続き専門的知見を有するコンサル事業者に委託をするという事業でございます。

【江口議長】
城丸秀高議員。

【城丸議員】
これは新清掃工場が前に進むという条件だと思いますけど、これは新たに委託を入札に出すということですか、それともパシフィックが続けてするということですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
現在そのやり方については検討を進めておりますが、新たに入札等を行いまして、業者の選定を行っていく方針で検討を進めております。

【江口議長】
　城丸秀高議員。
【城丸議員】
　ちょっと関連して聞きたいと思いますけど、パシフィックとの契約は今どのような形になってるんですか。

【江口議長】
　再編室室長。

【杉丸室長】
　パシフィックコンサルタンツさんとの委託契約につきましては、現在国の循環型社会形成推進交付金の計画支援事業というメニューの中で、事業を2か年で行っております。令和5年、6年にわたりまして、現在公募を進めさせていただいておりますが、施設整備基本計画の策定、それから建設予定地に関します測量、地質調査業務等々の各計画支援事業の交付金のメニューの中に盛り込まれておりますそれぞれの調査等の事業を2か年にわたって実施してきておりまして、こちらについては令和6年度末をもちまして委託業務が完了となることになります。

【江口議長】
　城丸秀高議員。

【城丸議員】
　ただ確認ですけど、6年度で終わると、そして7年度は新たに入札をするという形ですね。
　それと、次の役務費の中の議事録筆耕手数料というのは、これはどういうものですか。

【江口議長】
　再編室室長。

【杉丸室長】
　こちらにつきましては、これまでも行われてきております本組合議会の定例会、並びに施設建

設の特別委員会、またはそれに付随いたします様々な会議体の議事録等について、できるだけ早期に議事録を作成しますように、外部に委託を出しております。その部分を令和6年の実績から換算しまして、この金額について改めて計上させていただいているものでございます。

【江口議長】

城丸秀高議員。

【城丸議員】

何で委託料じゃなくて、手数料になるんでしょうかね。委託するんでしょう。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

こちらにつきましては、様々な事業者さんがおられますけども、そちらのほうに作業をお願いするという形で、手数料という形で発注を出しているところになります。

【江口議長】

城丸秀高議員。

【城丸議員】

ちょっと意味が分からない。委託料も作業を出すんじゃないんですか。委託するんじゃないんですか。何ていうか、人件費だけということですかね。それとも、それは速記か何かのところですか。ちょっと教えてください。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

ここは料金の算定の方法も定められておりまして、1文字当たり幾らと、あとは時間で幾らというような各メニューがありますので、それに伴って発注をかけていくという形で、手数料形式でさ

せていただいております。特定の事業者と契約するのではなくて、一番安いところというところを選定いたしましてお願いをしている関係上、手数料という形で支出をさせていただいております。

【江口議長】

城丸秀高議員。

【城丸議員】

必要ですかということになるんですけど、うちの市では職員がやってますよね。テープで、そして後で聞いて議事録を作ってますよね。必要はあるんですか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

令和6年度、昨年からですけども、かなり会議が集中して行われてきた関係もありまして、職員が担当する業務の片手間に行っていきますとかなり時間も要しますし、それを早急に対応していくためには、1人職員が体調不良、耳が難聴にもなられて、そういったところもありまして、うちの組合の中の職員数の問題もございますが、そういったところから考えますと、こういった作業の手数料については必要と考えております。

【江口議長】

ほかに質疑はありませんか。

吉田健一議員。

【吉田議員】

予算書の11ページの下のほうの3項の雑入1億3,361万9,000円の内訳について、説明がなされております。その中で、5,992万円の他施設からの汚泥処理の手数料（桂苑）っていうことで記載があります。桂苑のほうに外部からの汚泥の処理を受け入れられて、それに対する対価でのお金の計上っていうことであるとは思うんですけど、その内容についてもうちょっと詳しくお願いします。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

穂波苑、汚泥再生処理センター等々から発生いたします残渣、し渣というものがございまして、それを焼却処分をするための手数料として、桂苑のほうに持ち込んで焼却しておりますのでその処理経費として、いわゆる施設間のやり取りという形になるんですけども、ここで予算を計上させていただいております。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

今のご説明によりますと、他施設っていうのは嘉麻と言われたですかね。その施設の処理、運転とかという業務、処理費用とかというのは嘉麻市さんが全額負担してやってるっていう考え方なんですか。

【江口議長】

星野参与。

【星野参与】

まず、桂苑で焼却をするんですけども、各施設で負担金が違います。例えば桂苑だったら、嘉麻市と飯塚と桂川町で負担金を頂いてます。それで、桂苑で焼却するものというのは汚泥というのがありますけども、穂波苑から発生する汚泥を桂苑で全部焼却してるんですよね。その手数料が、25ページをご覧ください、25ページの11節の役務費の一番最初に脱水汚泥・し渣等処理手数料4,839万円、これを桂苑に支出するということです。それで、この穂波苑は運営自体が実績割で飯塚市と桂川町で運営してますので、桂苑の運営母体とここが違ってます。ですから、ここで発生したものを桂苑の処理単価を計算して桂苑で処分をしてもらうということで、他施設ということです。そして、もう一つが、先ほどの汚泥再生処理センターから出る汚泥を桂苑で焼却する、そういうシステムになってますので、雑入で上がっているものです。

【江口議長】
吉田健一議員。

【吉田議員】
他施設、2つの施設の中で、2つの施設が地域によって割り振りがされてるんで負担割合が違うから、その分を一旦桂苑のほうに持ち込んで焼却処分するっていうことでの経費っていう形の考え方ですね。それは分かりました。
そのほかについてまだ項目があるんですけど、鉄、アルミの売払収入、それから資源物の売買収入、その他、メタル、スラグとか不用品の販売、それから粗大ごみのシール、これについては、要するにごみとして集めたものを販売するに当たってのお金が発生したっていう考え方ですよね。その点は間違いないですかね。

【江口議長】
星野参与。

【星野参与】
まず、雑入で2番目の鉄、アルミ売払収入、これは桂苑で処理したプレス鉄、プレスアルミ、これを売却した収益がここに上がってます。
それで、3番目は先ほど説明したものです。
次に、資源物売払収入、リサイクルセンターから発生した資源物を売り払ってこういう収入を得るだろうということで、予算化されているものです。
次には、他施設からの沈渣処理手数料、これはリサイクルセンターに入ってくる、これは汚泥再生処理センターから沈渣が発生しますので、これをリサイクルセンターで処理した役務費という形で、こういう形で上がってきているものです。
それで、次の資源ごみ再商品化合理化、これはリサイクルという形で再商品化をしてるんですけども、そこから分配金というのが出ます。これをここで計上して、分配金の890万8,000円が入ってきますよということです。
次のスラグ、メタルが、当然飯塚で溶融してますので、ここでスラグとメタルを売却した収入益ということです。

不用品売払収入物品売払収入というのは、リサイクルプラザから発生した不用品の売払収入が、ここに雑入として3,600万円ほど上がっているということです。

それで、次に粗大ごみシールというのは、飯塚のリサイクルプラザですけども、ここで住民の方が持ってこられたときにリサイクルシールを貼り忘れたということで、このリサイクルプラザで購入したものがここに売上金という形で上がってます。

自販機は各施設からの自販機です。

次に、ペットボトルは、嘉麻クリーンセンターのみペットボトルだけ指定ごみ袋で収集がされてます。これを業者のほうに売払いをしているというのが350万円という形になります。

以上のこういう収入を得た分はその施設からのものですから、施設の負担金を頂くときに差し引いて、残った分を各構成団体がそういう案分率でもらってるのが先ほどの分担金、負担金の中に反映されているという形になります。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

細かい説明をありがとうございます。

その中で、今のお話による中で、2番目の鉄、アルミの収入、それから資源物売払収入のリサイクルセンター分、それから不用品売払物品のリサイクルプラザ分、それとペットボトルの売払収入の嘉麻クリーンセンター分、これについては後ほど詳しく聞かせていただきますけど、リサイクル率を回転してごみの減量化、リサイクルに回せば、この雑入は増えるっていう考え方で私は考えてるんですけど、その辺について私の見解は間違いないですよね。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

今吉田議員のお見込みされてるとおりで、これを上げていけばそこは上がってくるということにはなります。

【江口議長】
ほかに質疑はありませんか。
赤尾嘉則議員。
【赤尾議員】
2ページ及び10ページの繰入金についてお尋ねします。
財政調整基金から令和7年度分で2億5,535万3,000円を繰り入れられてますけど、近年の動向というか、推移傾向というか、前年度との比較は、要は375万円増えてるということはこの資料で分かりますけど、近年の動向を教えていただきたいと思います。

【江口議長】
総務課長。

【松下課長】
今の議員のお尋ねの分は、ここ四、五年で大きく推移があってるかどうかという、そのような状況でよろしいでしょうか。

【江口議長】
星野参与。

【星野参与】
動向については、分からないのが現状です。というのが、この繰入金の趣旨が組合としては予算の平準化をするために繰入れをしたりそういうことをやってますので、年度年度でどこに予算が突出したかとか、減る分は関係ないんですけども、増えた分についてこれを補うために繰入れを行ってるのが現状です。ですので、経年のトレンドは分かりません。

【江口議長】
赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
財政調整基金を使って調整するというのはよくよく分かってるんですけど、例えばその動向に

よって、この施設組合で運営されてる、何かどっかに予算が本年度はかかってるとか、その逆で減ってるとか、そういうことが見れると思うんですよね。じゃあ、一番最後の40ページ、これは2番の積立金の状況、これは基金の令和6年度末の残高を示されてるでしょう。これを合計した金額が、要はその基金の令和6年度末の見込額と思っていいんですよね。

【江口議長】
総務課長。

【松下課長】
はい、そのような資料でございます。

【江口議長】
赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
これは合計すると、28億5,000万円程度になるじゃないですか。じゃあ、残高の変動の傾向って、お答えできますか。

【江口議長】
星野参与。

【星野参与】
財政調整基金につきましては、決算におきまして各不用額が出ます。この不用額を積み立てるのが現状です。ですから、例えばの話ですけども、飯塚の清掃工場で繰越金が5,000万円出たということになれば、飯塚の財調に5,000万円を積み上げるという形になります。ですから、施設ごとに出た剰余金を各施設の財政調整基金に積み上げているのが現状です。償却準備積立基金については、予算に計上して、予算に計上した額を積み立てているものです。
以上です。

【江口議長】

赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

すいません。じゃあ、残高が28億円ぐらい令和6年度末でありますよね。例えば今の10ページに戻ってもらって、この財政調整基金の部分で説明のところに分担割合、分担金の金額が記載してあるじゃないですか。じゃあ、都度本組合で収入というか、歳入というのは、税収というのがないんで、その都度この財調というのは徴収するわけじゃなくて、これは当然残高を取り崩して使っていくんですよね、それは基金として。基金に1回入れて一般財源に繰り入れるというような流れだと思うんですけど、この割合ってどうやって出すんですか。

【江口議長】

星野参与。

【星野参与】

この割合が複雑なので、以前から議員さんたちから統一したらどうかという意見が出てます。例えば、まず今回桂苑で財源が不足してましたので、桂川町が突出したんですよね。ですから、桂川町の分を取り崩そうと思って飯塚、桂川の財調を取り崩すと、例えば3,000万円足らなかったということで3,000万円取り崩すためには、財調に3対7で飯塚、桂川の財政調整基金というものが入ってるんですよね。ですから、桂川町が3,000万円足らなかったら、必然的に飯塚が7,000万円出るわけですよね。それで、実は桂苑で飯塚はそんなに要らなかったから、7,000万円を取り崩しても、その7,000万円をほかのところに充当してます。そういう事態が過去に多数見受けられるというのが現状です。それで、桂川町の3,000万円を桂苑に充当したら7,000万円の飯塚が出ますので、その7,000万円は今回は飯塚清掃工場のほうに充当してます。

そういうふうにやりくりが面倒なものが多々あるから、前も議員さんのほうから統一をしたらどうかということで、今宿題をもらってるのが現状です。それに向けていろいろ協議をして、事務局としてはどうしたほうが分かりやすいのかという、または管理しやすいというのを今勉強中です。

【江口議長】

赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

よく分かりませんけど、分かりやすい会計処理をお願いいたします。

それと、飯塚市でもそうなんですけど、例えば基金残高とかの目安というか、大体このぐらいの額が必要ですよというような額が示されてますけど、本施設組合では何かそういった目安みたいなものってありますか。

【江口議長】

総務課長。

【松下課長】

目安というのは特段ございません。ただ、若干ですけど例年積み増しにはなっておりますが、そんな極端な積み増しにはなりませんので、やはり財政基金ですから、各市町のほうに負担が生じないためにそれを有効に活用できる程度の基金はストックしておくべきではないかというふうには考えております。

【江口議長】

赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

その額を聞いてるんですけど、それは大体28億円ぐらいだという認識でいいですか。

【江口議長】

総務課長。

【松下課長】

その額が28億円というのは、正直これが適切ですというのはお答えするのは難しい状況でございます。すいません。

【江口議長】
赤尾嘉則議員。
【赤尾議員】
分かりました。
次に、17ページ、これは同僚議員と重複するような質問になってしまうかもしれませんけど、2項清掃費の1目桂苑管理運営事業費、そこの12節の委託料で焼却灰等処分委託料、これは飛灰という説明でしたね。それと、焼却残渣処分委託料、これが主灰というご説明だったと思いますけど、これは桂苑でかかる処理した後の残渣の処分費だと思うんですけど、これ以外に残渣の処分費ってありますか。

【江口議長】
星野参与。

【星野参与】
まず、焼却灰というのは飛灰です。それで、焼却残渣というのは、これは不燃物も入ってます、主灰と焼却不燃物ですね。それで、次のページに、焼却したときに鉄くずも灰の中に入ってますので、焼却鉄屑処分業務委託料13万5,000円。次の次にびん残渣、びんの選別を委託をしておりますけども、その際にびんの残渣が出ます。こういう残渣処分が118万2,000円。こういう桂苑から出る処分して残った残渣分というのは、こういう形で委託の中に反映がされております。
以上です。

【江口議長】
赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
可燃物としては大体主に17ページの分ですか、可燃物の処分後に出る残渣の処分費というのは。

【江口議長】

星野参与。

【星野参与】

当組合は埋立地を持っておりませんので、粗大ごみ処理施設から出る不燃残渣、この中にも機械選別ですのでたくさん可燃物が含まれている。この分についても、もう一度焼却をしてます。ですから、ここで言う焼却残渣というのは、その中にも含まれます。それで、不燃物に入ってる鉄くずとかというのも、一部くぎとかこういうのが板やらに絡まってありますので、これも全部焼却をしているという形で、全体的に可燃物だけ、要は粗大ごみの中のを含む可燃物も全部含まれているというふうに解釈してもらったらありがたいと思います。

【江口議長】

赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

21ページの12節の委託料、ここで集じん灰運搬・処理業務委託料で1億5,000万円ぐらいの金額が出てきますけど、これって残渣の処分費と考えていいんですか。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

お見込みのとおり、残渣で出てきたものについて処理場のほうに運搬する経費、または処理する経費という形で、現在計上させていただいております。

【江口議長】

赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

じゃあ、17ページに記載がある桂苑の残渣の処分、これは桂苑の焼却方式って何でしたっけ。

【江口議長】
星野参与。
【星野参与】
流動床方式と申します。

【江口議長】
赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
じゃあ、21ページの飯塚市清掃工場、ここの処分方式は何でしょうか。

【江口議長】
星野参与。

【星野参与】
これは溶融方式です。

【江口議長】
赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
一番最初にある桂苑、桂苑っていうのは要は燃焼方式っていう処分の処理方式で、飯塚市の清掃工場に関しては要は高温で溶かすという溶融炉の溶融方式って呼ばれる。それで、金額的には出てくる残渣の処分費としてはあまり変わらないという認識でいいんですか、1億5,000万円程度。

【江口議長】
星野参与。

【星野参与】

桂苑のときに出てきます飛灰というのは、燃やした分の約8から10ぐらいのパーセンテージで出ます。それで、溶融のほうは1％ぐらい、1％も満たない場合もあります。ですから、随分燃やしたときの残渣の量は違います。

【江口議長】

赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

処理能力が違いますから全て比較することはできないと思いますけど、分かりました。

以上です。

【江口議長】

ほかに質疑はありませんか。

城丸秀高議員。

【城丸議員】

2回目です、すいません。

吉田議員の質問の関連でお聞きしたいんですけど、このペットボトル売払収入というのは、これは嘉麻クリーンセンター、嘉麻市のほうでペットボトルを分別してますけど、ここで350万円はちょっとびっくりしたんですけど、飯塚のほうは分別してませんよね。ペットボトル、プラスチックは、可燃ごみの中に入れてもいいようになってますよね。それで、私個人的には、今の脱炭素社会の中でペットボトルを燃やすとかプラスチックを燃やすとか、あり得んと思ってるんですよ。それで、飯塚市のほうで質問があったときには、12年度からは分別するようにはなってるんですけど、前倒しで何か話ししてますかという話をしたときに、こちらのほうと検討中ですという答えがたしか返ってきたと思うんですよ。それで、こちらは検討してますか。

【江口議長】

星野参与。

【星野参与】

今嘉麻市のみだけが指定ごみ袋で分別をしてもらって収集を行ってるのが現状です。それで、飯塚市、桂川町につきましては、拠点ボックスという形で分別をしてもらっています。拠点ボックスですから、住民の方がそこの拠点まで行ってペットボトルを排出する、あるいは大型スーパーとかこういうところに白色トレーとかそういうのを持ち込むという形に、今のところはなってます。

次に、じゃあ組合のほうとしては何かしてますかというのは、今ちょうど担当課長会議、担当者会議ですか、こういうのが発足して、実はペットボトルではなくリチウム電池を中心に、これが一番危ないんで、リチウム電池の分別の方法と併せていろいろ勉強会をして、これからどういうふうに進めていこうかというのを今行っているところです。

【江口議長】

城丸秀高議員。

【城丸議員】

そしたら、前倒しですることもあり得るということですよね。今拠点ボックスの話が出ましたけど、それは自主的にやられているだけで、例えばスーパーに持っていったらポイントがつくとか、そういうのがあるんですよ。それを例えば全部可燃ごみに入れても可能なんですよ。それは絶対あり得ないと思ってるんですけど、今も実際やってます。それで、前倒しでやる可能性というのはあるんですか。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

先ほど星野参与からもお答えいただいたとおりで、今ちょうど協議をしている段階ですので、我々のほうとしてはどうなるかっていうのはまだ何ともお答えし難いところがありますけど、分別等々をするというのについては基本的に収集を担当してる市町などでやっていただくのが基本原則だということは認識しておりますので、そこはこれからの協議の中でそういったこともお伝えしていきたいなと思っております。

以上です。

【江口議長】
　城丸秀高議員。
【城丸議員】
　市のほうに聞いたらこちらで検討してますということだったんで、どちらか分かりませんが、一応売ったら350万円になるんですよね、嘉麻市のほうでは。飯塚はもっと多いかもしれん。ぜひ前倒しで進めてほしいということを要望して、終わります。

【江口議長】
　ほかに質疑はありませんか。
　小幡俊之議員。

【小幡議員】
　一点だけお尋ねします。
　18ページの18節に負担金、不燃残渣環境協力金、焼却灰環境協力金、これが2本上がってますけど、協力金の内訳、内容の説明をお願いします。

【江口議長】
　星野参与。

【星野参与】
　まず、一番最初の不燃残渣環境協力金というのは、これは苅田町のほうに協力金、具体的な金額は忘れましたけども、トン当たり年間で27万5,000円ほど支払っていると。それで、次の焼却灰というのが、先ほどの飛灰のほうです。飛灰のほうは茨城と三重、これは伊賀市と鹿嶋市に支払いを、トン当たり1,000円とかそういう具合だったと思いますけども、今回130万円を計上させてもらっているというのが現状です。

【江口議長】
　小幡俊之議員。

【小幡議員】
じゃあ、今の説明だと、トン当たり幾らという協力金がもう決まってるわけね。

【伊藤課長】
そうです。

【小幡議員】
じゃあ、量に応じて増減するということですね。

【伊藤課長】
はい。

【小幡議員】
あと、議長、資料要求をしたいんですけども、今さらなんだけど、2市2町の中に各施設がありますよね。それの運営先と財産、これは不動産が主になるんでしょうけども、財産が県央なのか各市町にまだ既存してるのか、その一覧表を作っていただきたいんですが。審議するに当たって、各施設の財産がどちらの財産なのか、管理はどちらがしてるのかが分かりにくいところがありますので、その一覧表を提出していただきたいと思います。

【伊藤課長】
後日でよろしいですか。

【小幡議員】
後日で結構ですが、議長、お計らいをお願いします。

【江口議長】
小幡議員、申し訳ないけれど、本日はそういった形ですので、資料要求についてはお聞きのとおりです。それでご納得ください。
質問がありましたらどうぞ。

【小幡議員】
いや、質問じゃなくて、諮らなくていいかな。

【江口議長】
資料要求自体は今日は出てこないので、諮れないので。

【小幡議員】
いや、後日でも構いません。分かりました。

【江口議長】
ただいま小幡議員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】
ご異議なしと認めます。よって、執行部におかれましては、後日で結構ですので、その資料についてご用意ください。
ほかに質疑ありませんか。
田中義幸議員。

【田中議員】
一点だけです。先ほどの赤尾議員の関連でお尋ねしたいんですが、10ページの基金繰入金の財政調整基金繰入のところで回答がありましたけれども、割合が複雑で統一すべきではないかという指摘があると、そして現状はそれができてないと、今後の課題であるという答弁があったんですけれども、やはり以前からそういう指摘があったんじゃないかなというふうに思ってるんです。
それで、一つの提案として、ここの事務方ではなかなか難題であるということであれば、これは第三者へ委託する方法もあるんじゃないかなというふうに思ってるんですよ。それで、基本的には統一的な基準による地方公共会計マニュアルというのが総務省のほうにありますよね。それに準じたところで統一的な公会計を作成して、私たちにも分かりやすいようなものを作っていただ

きたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

【江口議長】
総務課長。

【松下課長】
実は、基金を取り崩すのに以前の組合の率とかそういったもので崩しておりますので、第1段階としてそれを各市町ごとに積んでいこうかというふうな今計算をしております。それで、田中議員が言われた委託の方法も含めて今後いろいろと研究させていただきたいと思いますので、貴重なご意見をありがとうございます。

【江口議長】
ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】
それでは、質疑を終結いたします。
討論を許します。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】
討論を終結いたします。
採決いたします。
議案第3号令和7年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算（当初）について、原案可決とすることに賛成の議員はご起立願います。

〔賛成者起立〕

【江口議長】
全会一致。よって、本案は原案可決されました。
暫時休憩いたします。

〔休憩〕

【江口議長】
本会議を再開いたします。
日程第6、議案第4号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。
直ちに説明を求めます。
総務課長。

【松下課長】
議案第4号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について。
議案書のほうをお願いいたします。
地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日を限り福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和7年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。
提案理由は、令和7年3月31日をもって下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を変更し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。
以上で説明を終わります。

【江口議長】

提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、一般質問を行います。

発言は一般質問事項一覧表の番号順に行います。

なお、一般質問の持ち時間についてですが、令和6年12月25日の全員協議会において決定しましたとおり、1人につき15分以内とさせていただきますので、ご了承願います。

2番田中義幸議員に発言を許します。

2番田中義幸議員。

【田中議員】

本組合議会で初めての一般質問ということで、できるだけ簡潔に質問させていただきますので、簡潔に答弁方お願いしたいと思います。

本日は私は公共用地買収について、公共施設建設のため公共用地を取得する場合の適正な買収価格ということで議題にしたいと思います。

まず、公共用地取得に関する質問ということで、まずお尋ねしたいのは、ふくおか県央施設組合が公共用地を取得する際に条例規定等があるかどうかをお尋ねします。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

現状の当組合におきまして、公共用地を取得するための条例規定等はございません。

【江口議長】

田中義幸議員。

【田中議員】

ないということでございますので、その場合、飯塚市の条例等が適用されると解してよろしいでしょうか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

はい、その運用を行わせていただいております。

【江口議長】
田中義幸議員。

【田中議員】
飯塚市の条例等を検証する前に、国交省の公共用地取得に伴う損失補償基準を紹介させていただきます。
国交省の公共用地取得に伴う損失補償基準では、土地の取得に関わる補償として第8条第1号に、取得する土地については正常な取引価格をもって補償するものとすると、また土地の正常な取引価格第9条、正常な取引価格は近傍類地の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地について次の各号に掲げる土地価格の形成上の諸要素を総合的に比較検討して算定するものとあります。また、福岡県の公共事業の施行に伴う損失補償基準でも、同様な規定がなされていると承知しています。このことは承知しているかどうかをお尋ねします。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
これまでにも用地の買収等が必要になった際には、この案件についても調査をさせていただいたところでございます。

【江口議長】
田中義幸議員。

【田中議員】
嘉麻市では、財務規則第203条、購入等による公有財産の取得計画として、財産管理人は買入れまたは交換等により公有財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺い書を作成し、管財主管課長を経て市長決裁を受けなければならないとあります。その中には、(6)評定価格及び評定者というのがあるわけであります。つまり、評定価格を記載しなければならない。
では、この評定価格は何かといいますと、財務省国有財産評価基準についての第2章第2、評

定価格の求め方では、鑑定評価書等を徴し、基準に基づく審査等を経るものとするとなっているわけであります。つまり、鑑定評価が基準となり、適正な価格での購入を示唆していると解しているわけであります。

嘉麻市でも、公共用地や用地取得は鑑定評価による価格が基準になると思っているわけであります。嘉麻市での公共用地取得に関しては、正常な取引価格と近傍類地の取引価格を基準にする趣旨と解釈をしているわけであります。

続きまして、飯塚市の関係条例等を調べました。飯塚市の予算規則第4条(2)号、歳出は法令に定めるところに従い、かつ合理的な基準により、その経費を算定するものとあります。また、飯塚市公有財産管理規則の第8条、財産の取得では、公有財産として財産を取得しようとするときは、適正な調査及び事務手続を行いとあります。

では、予算規則第4条第2号の合理的な基準と公有財産管理規則第8条、適正な調査及び事務手続を行うということは、どういうことか検証してみます。

先ほど国交省の公共用地取得に伴う損失補償基準では、土地の取得に関わる補償、第8条1号に、取得する土地に対しては正常な取引価格をもって補償するものとする。土地の正常な取引価格、第9条、正常な取引価格は近傍類地の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地について、次の各号に掲げる土地価格形成上の諸要素を総合的に比較検討して算定するものと記載していることを先ほど紹介しました。

このことと照らすと、飯塚市の予算規則第4条第2号の合理的な基準と公有財産規則第8条の適正な調査をしなければならないとは、国交省が規定している公共用地取得に関しては、正常な取引価格で、しかも近傍類地の取引価格を基準とすることを念頭に指定しているものではないでしょうか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

今議員からご意見いただきました内容について、適正な価格、それから近傍類地での取引の状況等ということを鑑みますと、今回買収を計画しております予定単価につきましては、沿わないような内容になっているものとは認識をしております。しかしながら、今回の買収計画におきましては、その用途が一般的に広く迷惑施設と捉えられております一般廃棄物処理施設の建設用

地ということにもなりますので、そのことを踏まえたところで総合的に判断をしながら価格の設定について検討を進めてきたところでございます。今後もそのような内容等も含めまして、この買収につきましては今後の進め方について地元とも綿密に協議等を行いながら進めていきたいと考えております。

【江口議長】
田中義幸議員。

【田中議員】
そこまでの回答は望んでなかったんですよね、私の質問に対しては。それは後のほうで出てきますので、そのときに答弁してほしかったんですけども。
一応飯塚市ではこういう規定もあるんですよね。公有財産取得に関しては、予算規則第4条、公有財産管理規則第8条で規定しているわけであります。そして、その公有財産取得が適正か監視する機関として、公有財産調整等委員会があると承知をしております。その公有財産調整等委員会は、第2条(1)公有財産の取得、管理、用途廃止及び用途変更、処分に関すること。(2)公有財産の取得及び処分の価格の評価等を審議すると規定しているわけであります。つまり、公共用地取得に関しては、適正な価格により買収すべきと解していますが、いかがでしょうか、お答えください。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
議員のご意見にありますように、このような公有財産の買収については適正価格にて買収すべきものと考えております。

【江口議長】
田中義幸議員。

【田中議員】

先ほど室長のほうから、この条例等に、要するに国の方針等にはそぐわない状態が起こっていると。だけれども、総合的に考えると、買収価格がいろいろ高騰してるという話があっています。これの続きなんですけど、前回の臨時議会で桂川町の森林組合所有地を買収する計画を室長のほうから言われましたけれども、買収価格が鑑定評価額の約8倍強なんですよね。8.いくらかですね。これが適正な価格かどうか、それだけをお尋ねします。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
現在進めておりますこの用地買収の計画でございますが、その土地を取得する目的、それからその必要性をはじめといたしまして、これまでの交渉の経過、なおかつ社会的、経済的要因、その他諸般の事情等を総合的に考慮した中では、適正な買収価格として設定をさせていただきたいというふうには考えております。

【江口議長】
田中義幸議員。

【田中議員】
室長のほうであえて答弁がありましたけれども、正副組合長サイドでもそういう見解かもしれませんが、実際これの予算が可決して施行されたとしますよね。仮にこの予算をそういう価格で購入したとすれば、不当価格による買収として住民監査請求の対象になる可能性についてどのような見解をお持ちか、お答えください。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
住民監査請求につきましては、どのような買収案件につきましても起こり得るものということは認識をしております。ただし、どうしてもそこの土地が必要であったということが明確にご説明が

つく内容でありますならば、当組合のほうの意思決定にもよりますけども、その内容で買収のほうを進めていくということも判断の一つとしてはあるものじゃないかというふうには認識をしております。

【江口議長】

田中義幸議員。

【田中議員】

一応私の質問の内容はそれで終わりだったんですけども、急遽室長のほうから答弁があったんで、私のほうとしても追加で質問をさせていただきたいと思いますが、当初この用地取得については、私は異存はないと、買収の予算案に対しては賛成しようという話があったんですよね。ところが、経過等が非常に不鮮明なところがございましたんで、現在議会の議決としては保留というか反対みたいな形になったんですけどね。こういう国交省あたりの方針等が私が勉強してきたら出てきましたんで、これに対すると非常に高額な価格での買収になったというところがありまして、非常にまずいなというものが実際あるんですよ。

それと、もう一点は、要するに高額な鑑定評価の8倍強の価格で買収するわけですよね。その上で、立木補償が何で別途に上がってくるのかというのが、市民感情からして分かりにくいんですよ。通常ですと、その用地のそのものを取得するに当たって、高額な鑑定評価の8.何倍で買収すると。当然その立木補償とかそこに附属する建物等があれば、それも含めた中での買収交渉じゃないとおかしいと思うんですよ。ですから、これはもうこれ以上言いません。また次回新たなところで発言しますけども、一応私としては問題提起をさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。回答は要りません

【江口議長】

次に、5番吉田健一議員に発言を許します。

吉田健一議員。

【吉田議員】

それでは、通告しておりましたごみの収集とリサイクル、減量化について、先ほど予算の関係でも雑入の部分で幾分か聞かせていただいて、同僚議員からの追加の質問もありましたが、若干かぶるところがありますけど進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

ごみの減量やリサイクルは、限りある資源の有効活用に不可欠な取組であることだけではなく、ごみを処理する工程でも二酸化炭素など温室効果ガスの発生量を削減することにもなります。私ささきの12月の飯塚市議会の一般質問におきまして、飯塚市クリーンセンターの内容についてその際聞かせていただきまして、数字、データを持っておりますので、それに基づき今回質問させていただきますので、よろしくお願いします。

そこで、まず組合全体のごみの収集量について、年間の種類別のごみの量について、飯塚市クリーンセンターでは令和5年度の収集量は、可燃ごみで3万5,644トン、不燃ごみにおいては1,556トン、缶、びんについては886トン、粗大ごみが総量で1,046トン、古紙、古布309トン、資源プラが199トン、有害ごみ総量で51トンを収集しております。桂苑の収集量について、嘉麻市、桂川と分けて全体量はどのようになってるのかお伺いします。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

お答えさせていただきます。

桂苑に搬入されるごみについては、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3種類がございます。令和5年度の実績で、年間総量は1万4,120トン、そのうち嘉麻市が8,981トンで、桂川町は4,076トンです。内訳といたしましては、嘉麻市は全て可燃ごみとなっており、不燃物、粗大ごみは飯塚市入水のリサイクルセンターにおいて処理されております。桂川町の内訳は、可燃ごみ3,658トン、不燃ごみ261トン、粗大ごみ157トンとなっております。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

ご説明ありがとうございます。

最初に戻りますけど、ごみの収集とリサイクルっていうことで減量化に努めてまいりたいところで質問に及んだんですけど、本日につきましては、減量化にはリサイクル、リユースとかありますけど、このリサイクルの再処理についてのところだけでやっていきたいと思いますので、お願いし

ます。

それで、可燃ごみについては飯塚市が3万5,644トン、嘉麻市が8,981トン、桂川町については3,658トンというお答えをいただきました。

次に、リサイクル品の数量と販売金額について、桂苑の収集量は嘉麻市と桂川町に分けてどのぐらいの量があり、費用としてどのぐらいの販売があるのか、またごみ処理に対する費用等についてどのぐらいかかってるのかについてお答えをお願いします。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

桂苑に搬入されるごみから破砕処理した後、リサイクル品として鉄、アルミニウムに分別され、業者に回収していただいておるところでございます。その数量と売払い金額は年間で、鉄が191トン、約590万円、アルミニウムは23トンで約110万円で買い取っていただいております。そのごみに対する燃料費等の費用につきましては、不燃ごみ、粗大ごみを処理するための破砕機、選別機を動かすための電気代で、個別で測量をしていないため電気代を算出することはできません。なお、処理において重油等を使用していないため、燃料費等の支出はございません。

また、ご質問の嘉麻市と桂川町の収集量につきましては、先ほどの質問でお答えいたしましたとおり、嘉麻市からの粗大等々のごみは搬入はなく、桂川からのびんやその他不燃ごみも含んで、不燃ごみは261トン、粗大ごみが157トンとなっております。

以上です。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

飯塚市のクリーンセンターにおいては、令和5年度のリサイクル量については、缶、びんが350トン、約2,000万円の販売、古紙、古布が314トン、これで450万円、資源プラのうちトレーが1トン、ペットボトルが128トン、これの販売金額が870万円、それと残渣になりますが、スラグが3,215トン、約50万円、メタルが611トン、これが約10万円となっており、飯塚市クリーンセン

ターで溶融を行う必要な費用としましては、それぞれの使用料及び金額は5年度の実績で、コークスについては約2,800トン、金額において2億8,300万円、バイオチップにつきましては1,700トン、1,350万円、灯油については約190キロリットル、2,500万円となっております。年間でごみを処理して燃やす費用としては、総額飯塚市クリーンセンターでは3億2,150万円かかっていることになります。

なお、桂苑では、ごみ処理費用の燃料代は電気代のみでありほとんど使っていないということで、今ご説明いただきました。飯塚市クリーンセンターの数字については、私から述べさせていただきましたけど、当然この組合においても把握されておると思いますが、私の説明した内容に違いはありましたか、ありませんでしたか、その点をお答えください。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

こちらで確認させていただきましたところ、特に相違はないと思います。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

それでは次に、ごみの収集、回収について、関係市町の状況について伺います。

ごみの分別や回収方法について、飯塚市の可燃ごみの分別が甘過ぎるということで、嘉麻市在住の方より指摘を受けました。その内容につきましては、飯塚市においては可燃ごみの中にペットボトルが入っているんじゃないかっていうところのご指摘でした。確かに、飯塚市もペットボトル、トレーの回収につきましては拠点回収ボックスで回収する、先ほど執行部からのご説明もありましたけど、店頭においてトレーの回収等もやってるっていうことでご説明いただきましたけど、実際に嘉麻市のほうではペットボトルの回収が別で行われてるということでご説明を受けておりますので、その詳細、また販売金額、回収方法についてご説明をお願いします。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

資料を配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。ご許可いただけますか。

【江口議長】

議長においてそれを許可いたします。

〔事務局より資料配布〕

【伊藤課長】

皆様、資料は行き渡りましたでしょうか。

ごみの収集、回収につきましては、関係市町の状況につきましてはそれぞれの自治体で異なっており、関係市町のごみの分別区分や収集方法についてそれぞれの自治体の事務となっており、市町において取り決められております。当組合として把握していますものは、今お配りいたしました、3、ごみ処理回収の各市町の状況に記載のとおりでございます。

嘉麻市の資源プラ回収費用などの詳細につきましては、ペットボトルのみの資源となっており、月1回指定袋により回収されております。回収費用といたしましては、一般ごみの収集と併せ収集業者と契約されており、嘉麻市全体のじん芥収集委託料は2億8,189万5,240円となっております。なお、個別でペットボトルの回収契約は契約をされてないため、経費としては把握することはできておりません。

以上でございます。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

資料までのご用意をありがとうございます。

これで、私がご質問したのは嘉麻市のペットボトルのみの回収が指定袋で月1回あってるっていうことですね。それで、当然私は飯塚市の所属ですから、飯塚市の状況は先ほど述べました。それで、桂川についても、回収方法がそれぞれ違うし、回収される委託業者も違うっていうことはよく理解しております。

その上で、まずこのペットボトルを嘉麻市さんが回収されてる分の金額について、先ほど予算書の中にもありましたが、もう一度よろしいですか。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

回収いたしました資源ごみのペットボトルについては、嘉麻クリーンセンターに集積され、その後回収業者に定期的に回収いただいております。令和5年の実績で、約300万円程度の売却を行っております。ただ、その後キャップ、ラベル等の選別に要する経費等が、予算等でも計上させていただいておりましたが、ありますので、実質的な収入という形では収入としても入りますが支出としても出すという形がありますので、トータルとして収入にはなってはおりませんけども、そういった処理経費としての削減にはつながっているというところにはなっております。

以上でございます。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

販売金額と、処理費用、キャップ取り外しとかラベル、そこら辺で経費がかかってて、実績としては収入はあまりないっていうことでご説明いただきました。飯塚市につきましては、今の現状で128トンをボックスで収集されて870万円ということであります。これの回収率を上げていって増やすことが努めだと思います。

次に行きます。

関係市町のほうで分別や回収方法の違いがあるということは今のご説明で分かったんですけど、このごみの減量化に対するふくおか県央の考え方、一元化に対する考えはあるのか、その辺

についてお考えをお聞かせください。

【江口議長】
施設課長。
【伊藤課長】
ごみの減量化につきましては、官民一体で取り組むべき重要な課題だとは認識しております。ごみが減量化すれば、収集も処理に係る経費も軽減され、住民生活の負担が軽減することが考えられます。そのため、ごみを分別、減量化を行うためには、ごみの収集業務を担っています関係市町が主体となり、施策を検討いただき、取組を進めていただきたいと思います。当組合といたしましても、減量化は重要な課題と考えておりますので、関係市町と連携して取り組んでいきたいと考えております。

【江口議長】
吉田健一議員。

【吉田議員】
関係市町と協議しながら整えていきたい。組合のほうでも協議の場に参加するっていう考え方で、関係市町のお考えと調整していって、さらに早く進めていただくような形が望ましいと思います。
次に、資源ごみを分別することでごみの減量化を図り、CO_2の削減による温暖化抑制につながり、また販売収入を得ることができるのであれば、まずそれを考えることが優先ではないかと思っております。私の所属します飯塚市の見解では、令和12年度開設の新しいごみ処理場開設に向けて組合と関係市町で協議していくというお考えでありました。飯塚市については早急に取り組む課題であると私は要望しておりますが、ふくおか県央組合としてはいかがですか、どう思いますか。

【江口議長】
施設課長。

【伊藤課長】

ごみの減量化につきましては、重要な課題だとは十分認識しております。それで、当組合の管轄しております地域におきましては、4つの可燃ごみ処理施設、3つのリサイクル施設が存在していたことから、広域的ごみ処理を行うため組合が合併され、施設を統合してスケールメリットを出すことを図られてきました。ごみの減量化も重要な課題だと思いますけども、それよりも喫緊の課題として施設の老朽化があり、そのために施設の建設の基本構想が立てられ、準備が進められてきたと思います。ごみの減量化については重要な課題として十分認識していますので、施設建設と並行して関係市町と協議を進め、処理施設としての取組を進めていきたいと考えております。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

関係市町と協議しながら進めていくというご答弁をいただきましたけど、先ほどの回収の地域の状況についての一覧、これも違いますし、回収方法についても統合性が図られてないというところもありますので、まず関係市町のほうの今の状況を確認して、それを基にできることを取り組んでいただくようにお願いをしたい。

それと、新ごみ処理場っていうところの12年度稼働っていうところが一応目標にありますけど、そうじゃなく、今現状でできること、実態調査からどういう統合方法があるのか、その辺を重点的に考えていただいて進めていただきたいと要望しますので、お願いします。

終わります。

【江口議長】

これをもちまして一般質問を終結いたします。

先ほどの休憩中に田中義幸議員外2名より議員提出議案の提出がありました。

2名以上の賛成者がありますので、議題といたします。

追加日程第8とし、議員提出議案第1号ふくおか県央環境広域施設組合議会参考人等の費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

ここで議案及び資料配付のため、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

【江口議長】
本会議を再開いたします。
提案者の田中義幸議員に提案理由の説明を求めます。
田中義幸議員。

【田中議員】
提案理由につきまして簡単に行いたいと思います。
組合議会の求めに応じ出頭または参加した参考人等に対する費用弁償について定めるため、本案を提出するものであります。

【江口議長】
提案理由の説明が終わりました。
質疑を許します。
質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】
質疑を終結いたします。
討論を許します。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】
討論を終結いたします。
採決いたします。
議員提出議案第1号ふくおか県央環境広域施設組合議会参考人等の費用弁償に関する条例

の制定について、原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号ふくおか県央環境広域施設組合議会参考人等の費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

これで本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じます。

皆様お疲れさまでした。